

第33回鳥取地方裁判所委員会及び第33回
鳥取家庭裁判所委員会（合同開催）議事概要

1 開催日時

令和元年5月28日（火）午後2時30分～午後4時30分

2 開催場所

鳥取地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

荒木未佳（家裁委員），池田憲介（家裁委員），大野祐輔（地裁委員），河本充弘（地家裁委員），川本由美子（家裁委員），見生孝行（地裁委員），佐野泰弘（地家裁委員），杉内博文（家裁委員）田中美利（地裁委員），畑千鶴乃（家裁委員），本多久美子（地家裁委員），松岡真弓（地裁委員），水野治郎（家裁委員），向洋伸（地家裁委員），村上浩美（地裁委員），横山憲昭（地裁委員）

（事務担当者等）

地裁：茂原事務局長，田淵民事首席書記官，田部刑事首席書記官，岸田総務課長

家裁：山口事務局長，椎野首席家裁調査官，清水首席書記官，泉家裁総務課長，松本家裁総務課課長補佐（書記）

4 議題

- (1) テーマ：裁判所における広報活動について
- (2) 次回開催テーマ等

5 議事

- (1) 新任委員の紹介
- (2) 委員長の互選

本多久美子委員が地方裁判所委員会の委員長に互選された。

(3) 地方裁判所委員会の委員長代理の指名

大野祐輔委員が地方裁判所委員会の委員長代理に指名された。

(4) 前回の地家裁委員会以降の要配慮者に対する取組状況の報告

平成30年に開催した裁判官を対象とした研究会において、外部講師を招き、「発達障害を抱える当事者等に対する訴訟手続における配慮の在り方」をテーマとして講義を受けた。同講義は、裁判官及び一般職職員が聴講し、発達障害を抱える方の特性について基礎的な理解及び知見を深めた。

(5) 前回の家裁委員会でいただいた意見の検討状況

補導委託先の新規開拓については、鳥取県児童福祉入所施設協議会の関係者と連絡をとり、補導委託制度の有効な運用及び補導委託策の開拓に向けた家裁の問題意識や取組の実情を伝えた上で、同協議会と家裁との間でどのような連携が図ることができるかの意見交換を行った。

また、本年7月に予定している家裁調査官の研修に、鳥取保護観察所の保護観察官に講師として来ていただき、協力雇用主の開拓、確保及び有効活用に向けた取組について講義を行っていただく予定である。

さらに、鳥取少年友の会との間で毎年意見交換の場を設けているが、今年度は、今後の少年の就労支援、職業開拓先等の取組について、意見交換を行うこととしている。

(6) テーマについての意見交換等

裁判所事務担当者が鳥取地方・家庭裁判所における広報活動について説明を行った後、意見交換をした。

要旨は別紙のとおり

6 次回開催期日等

(1) 開催方法

次回は鳥取地方裁判所委員会及び鳥取家庭裁判所委員会を個別に開催する。

(2) 次回テーマ

鳥取地方裁判所委員会の次回テーマは「民事調停制度」，鳥取家庭裁判所委員会の次回テーマは「これからの成年後見制度」とする。

(2) 次回開催期日

鳥取地方裁判所委員会

令和元年10月16日（水）午後2時30分から2時間程度

鳥取家庭裁判所委員会

令和2年2月13日（木）午後2時30分から2時間程度

(別紙)

テーマ「裁判所における広報活動について」

○委員長

意見交換に先立ち、事務担当者から裁判所が行っている広報活動の紹介と問題意識について説明があったが、まずは周知方法について御意見をいただきたい。

○学識経験者委員 A

裁判所のホームページを閲覧してもらうのを待つだけでなく、ツイッター等の SNS や鳥取県民に認知度が高いトリピーメールを活用できるのであれば、効果的な情報発信ができるのではないか。

○学識経験者委員 B

ホームページは興味がなければ見てもらえないため、鳥取県のいくつかの部署では SNS を活用して広報をしている。

トリピーメールについては、鳥取県の広報担当部署と連携することで活用の可能性が考えられる。

○学識経験者委員 C

アクティブ・ラーニングの導入等により、これから高校教育が変わっていくことから、高校とコラボする形で、授業として展開し、今回のテーマについて高校生に議論させるとともに、ツールを開発させることが考えられる。

また、広報用のポスターやチラシに裁判所ホームページのアドレスや 2 次元バー

コードを載せることで、ホームページへの誘導が容易になると考える。

○学識経験者委員D

裁判所の広報行事には五、六十代の参加者が多く、十代や二十代といった若い世代の参加者が少ないようだが、若い世代が理解しないと広報の広がりは見込めないと思う。

そういう意味では、中高生に授業の中で裁判所について考えさせたり、裁判所の見学をカリキュラムの中に組み込むことで、若い世代に裁判所について興味を持ってもらえるのではないかと考える。

○学識経験者委員E

裁判所は、一般市民にとって非日常的な場所であり、裁判所に興味のある人しかホームページを見に行かないと思う。

裁判所では、様々な広報行事を企画されているが、興味がなければ行事に参加することもないと思うので、高校生といった若い世代を対象として出前講義を行い、それをきっかけにして裁判所のことを知ってもらえばいいのではないかと考える。

○弁護士委員F

弁護士会にも広報委員会や法教育委員会があり、ここ数年でゆるキャラを作成したり、SNSの活用を開始しているようである。

広報行事に若い世代の参加が少ないのは、関心がないのではなくて、平日は学校や仕事があって参加できないのが要因だと思うので、参加する側の事情にも配慮して、休日等に実施するということも考えていかなければならないのではないかと考えた。

また、裁判員制度が始まる前は、法曹三者で共同して広報行事を盛んに実施していたが、次第にそれが少なくなっているように思う。今一度、法曹三者で連携して広報を展開していかなければならないと思う。10年前には、法曹三者が揃って商工会議所を訪問し、裁判員裁判の円滑な運用のための協力依頼を行っていたが、今はそういった活動が少なくなっているように思う。

最高裁判所作成の10周年広報用ポスターを拝見すると、裁判員を経験された方はやってよかったという感想を持たれている方が多いというのはその通りだと思うが、それでも辞退率が高いというのは、行きたくても行けない方がいるのではないかと思う。それは、会社が休ませてくれないとか、裁判員として裁判員裁判に行っていたら、いつの間にかクビになったとか、遠方に住んでいる裁判員の出頭の際の負担など、クリアしなければならない問題も多いと思うので、裁判員として参加したいと思っている人が安心して参加できるような広報活動を展開し、浸透させていく必要があると思う。

○裁判官委員G

これまでに、企業への働きかけとして、民間企業に裁判官が出向き、裁判員制度に関する出前講義を行っているが、御自身が裁判員となってきていただく方だけを対象として実施しているわけではなく、管理職の方向けに御自身の部署の方が候補者に選ばれた場合にどうすればいいのかといった具体的な説明を講義の中で取り上げているところだが、受け入れていただける企業も限られている。

これからも企業に向けて社員の方が出ていきやすくなるような方向性での広報も展開していく必要があると考えている。

○学識経験者委員H

当社では、社員がPTA会長や町内会長に選ばれたとしたら、積極的に請けることを勧めているので、裁判員に選任されたとすれば、それは社会に貢献する新たな取組なので、積極的に参加することを勧めている。

先程から若い世代に知ってもらおうという御意見が出ていますが、経営者や大人が考え方を変えなければいけないと思う。

私のこれまでの経験の中では、ある全国大会の総合司会を引き受けた際は、税務を理解するのにクイズや寸劇を実施した経験があるが、何でもいいからまずやってみるというのが必要なのではないかと思う。

最高裁判所作成の10周年広報用ポスターは、これだけ見るといいことしか書いてないと思う。

○委員長

裁判員をやってみたいと思っていたという人が4割を切っているという認識は裁判所も持っている。裁判員をやってみたいと思っていない人に対してどうアプローチをするかというのは大きな課題だと捉えている。

○学識経験者委員 I

SNSやメールなど、いろいろとツールはあるが、そのようなツールを活用して何を発信するかということが重要である。

良い商品があるというだけではすぐに玉切れになってしまうので、関心を持ってもらうには継続して発信する必要がある。

また、国民に関心を持ってもらうため、報道機関に裁判所のことを記事にってもらうという方法も考えられる。

当社にも裁判所から管理職を対象とした出前講義の受入れ依頼があったが、管理

職が集まることのできる日程は限られ、2か月先の予定が立たないため、可能であれば、一、二週間までの期間で日程調整していただきたい。

○学識経験者委員 J

裁判員制度が10周年を迎えるということで、最近頻繁に新聞やテレビでニュースとして取り上げられているのを連日目にしており、それが一つのきっかけになって裁判員制度について関心を持つことができた。もし、自分が裁判員として連絡があったとして、仕事の関係もあるのに本当に裁判員として裁判所に行くことができるのだろうかとか、報酬は支給されるのかといったことなど、裁判員制度についてあまり知らないことに改めて気が付いた。

平成23年から高校生を対象にデートDVの予防学習を実施しているが、鳥取県の教育委員会にお願いして、教育委員会の方から県下の公立高校に案内を出してもらうことで、予防学習の実施件数を増やすことができているので、教育委員会とのタイアップして広報を展開することも考えられるのではないかと。

自身が何から情報を得ているのかを改めて考えてみると、市報、町報、県政だよりや新聞といった活字やテレビから情報を得ているし、実際に市報や町報は皆さんの関心が高いと思われるので、市報、町報を活用してみてもどうかと思った。

○事務担当者

広報行事の周知方法として、鳥取県内の市町村に開催情報の掲載を依頼しており、実際に鳥取市の市報には開催情報を掲載していただいている。

○学識経験者委員 K

市民の情報入手の手段の順位は、市報が最も高く、続いて新聞、テレビ、ラジオ

となっており、ホームページはあまり情報源にはなっていない。

市報は二、三か月前から予定を埋めていく関係で、場合によっては紙面が埋まってしまって掲載をお断りすることもある。

私が所属する部署は、意見等をお受けする部署だが、情報提供してどういった意見が返ってくるのか、更にどういったニーズがあるのか、どういった情報提供をしないといけないのかということ、常に広報の部署と連携して行っている。

当方も公式のSNSを開始しているが、まずは見ていただくということが重要である。裁判所に関心を持っていただくため、裁判所で作成されているチラシ等にホームページのURLやQRコードを記載することも、工夫の一つになるのではないかと思う。

市民に情報を伝えるために一番効果的な方法を考えると、自治会を通じて一戸ずつ情報提供するという方法が考えられ、自治連合会が定期的に配布物の配布を扱っているので、そちらに依頼してみてもどうかと思う。

○学識経験者委員L

民事調停事件の件数がすごく減っているということだが、裁判所はそれについてどのように分析しているのか。

また、最近は何か分からないことがあればスマートフォンで調べることが多いが、トラブルが発生してそれについて調べた時にそれに関連した情報として裁判所が出てくれば、そこに相談したらいいのではないかということが分かって、そこからアプローチがあるのではないかと思う。

裁判員の参加が少ないということについて、実際に人数の少ない企業であれば、社員を裁判員として送り出すのは本当に大変だろうと思う。

また、裁判員裁判の審理期間がどの程度になるのかといった心配があったり、上

司のサポートがなければ、裁判員として裁判所に行くことはなかなか大変ではないかと思う。

若い世代への声掛けとしては、人材確保を目的に2013年から高校生や医療系の学生を集め、土曜日にオープンホスピタルを実施しており、200名以上の方に様々な医療の現場を見ていただいている。回数を重ねていくと、高校の先生方に同行事の案内を出すのが、毎年待ち受けて応募される方もおられるので、そういった形で一つのプログラムとして授業に組み入れていただければ、継続できるのではないかと思う。

○裁判官委員M

民事訴訟手続に関する事件数は緩やかに減少しているのではないかと思う。

一昔前は、過払金の請求という類型があっただけで、それとの関係で事件数が増加したということはあったが、徐々に減少しているという状況である。刑事事件、少年事件、刑法犯事件はかなり減少していると思うが、それは、人口の動態等の関係で紛争が減少しているということが考えられると思う。民事調停は、話し合いの中で解決を模索するということで、古くからある制度だが、他の分野と比べても、利用が乏しくなってきた状態にある。その他に減少している手続もあるし、逆に増加している手続もある。例えば、不動産競売手続は全体的に減少しているが、他方で、個人再生手続は増加している。

○委員長

裁判所としては、民事調停事件については、紛争が減少しているから件数が減少しているという捉え方をしているのではなく、利用されるべき手続を周知できていないために利用されていないのではないかという危惧を強く持っているところであ

る。

○裁判官委員G

裁判員のフォローについては、様々な観点があるが、裁判員候補者に選ばれた方に対するフォローとして、今回の事件で何日間職務に従事していただくということをおあらかじめ手紙で伝えている。

また、勤務されている方には、職場に対して裁判員について説明した書面を同封しており、職場への説明のために利用していただくようにしているし、職場に対して提出していただくための裁判所に来ていただいたことの証明も作成している。

更に、日当、旅費の支給もあるほか、遠方の場合には、一定の距離がある方に対しては、宿泊費も支給されることになっている。

○検察官委員N

検察庁の広報はどちらかというと、就職のための広報であり、法務省という大きな枠組みでいくと、社会を明るくする運動ということで、社会復帰、更生の関係を広く広報している。この関係では、県庁を始め、多くの団体の協力をいただいて、大きな社会的な運動になっている。制度自体の利点を上手に伝えることができれば、参加していただける方も増えるのではないかと思う。

裁判員裁判や民事調停についても、利点を上手に伝えるシステムができていれば、改善することができるのではないかと思う。

また、当庁では広報官がおり、独立して広報しているほか、次席検事が基本的には報道機関の対応や広報の対応の対応をしているので、広報に関してコントロールタワーがしっかりしている。

○弁護士委員○

裁判所の広報活動の実情を伺って、本当によくやっておられると思う。裁判員制度についての広報については、地道に出前講義をするしかないと思う。弁護士会でも若手の弁護士が法教育を担当しており、中学校や小学校を回っているが、そういった地道な活動を続けるしかないと思う。

民事調停の事件数の減少は、広報の問題ではないと思う。民事調停がどのような制度か、裁判員制度がどのようなものであるかを説明しても、国民がそれに応じるのかは分からない。制度の問題であれば、制度を改善するしかないのであり、広報の問題ではないと思う。

司法制度については、国民の理解と信頼がないといけないというのはそのとおりで、その中で、司法制度改革の中で裁判所の敷居の高さというのはかなり改善されてきているが、堅苦しいというのは、裁判所だけの問題ではなく、司法全体の問題であり、法曹三者で共通して広報していく必要があるのではないかと思う。

○学識経験者委員A

裁判員制度10周年を考えた時、裁判官というプロの目から見て、本当にいい制度だと思っているのであれば、成果があった点についてきちんと広報してほしいと思う。

○裁判官委員G

裁判官としては、裁判員の方たちが何にやりがいを感じてやっていただいているのかということを感じているが、それを伝える手段がなかなかない。したがって、どういうところに裁判員の方がやりがいを感じて、裁判員制度を支持されているのかということをお民の方にも分かっていただくことで、裁判員をやりたくない

とあらかじめ思っている方たちが少しでも減少すればと思っている。

先日、報道記者を対象として企画した模擬裁判を実施したが、これは、外部から見れば難しそうだとか面倒だとかいう意識から辞退率の方に引き寄せて報道されてしまうが、実際にやりがいの部分を感じてもらい、それを記者の方の目線で記事にしていだけるのではないかと期待して、同企画を実施したものである。これからもその意義について伝えていきたい。

○委員長

本日は多くのアイデアをいただいたので、少しでもその芽を育てていけるよう努力したいと思う。